

平成25年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成25年12月9日(月曜日)
午前10時00分開議

都市整備部長 本田弘明君
市立美唄病院事務局長 高倉雄治君
消 防 長 後藤樹人君
総務部総務課長 佐藤 崇君
総務部総務課主査 平野太一君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 高橋泰浄君
教 育 長 早瀬公平君
教 育 部 長 伊藤敦史君

◎出席議員(13名)

議 長 内馬場 克 康 君
副議長 五十嵐 聡 君
1 番 倉 本 賢 君
2 番 長谷川 吉 春 君
3 番 谷 村 知 重 君
4 番 丸 山 文 靖 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 森 川 明 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 桜 井 龍 雄 君
9 番 金 子 義 彦 君
12番 小 関 勝 教 君
13番 土 井 敏 興 君

選挙管理委員会委員長 竹山哲郎君
選挙管理委員会事務局長 佐藤 崇君

農業委員会会長 西川芳勝君
農業委員会事務局長 吉田寿幸君

監 査 委 員 山口隆慶君
監査事務局長 濱砂邦昭君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中平匡司君
次 長 三上 忠君

午前10時00分開議

◎欠席議員(1名)

10番 高田正則君

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 高橋幹夫君
副 市 長 藤井英昭君
総 務 部 長 市川厚記君
市 民 部 長 竹田 隆君
保健福祉部長兼福祉事務所長 山崎一広君
経 済 部 長 須田正毅君

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 吉岡文子議員

8番 桜井龍雄議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般

質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番、金子義彦議員。

●9番金子義彦議員（登壇） 平成25年第4回定例会に当たり、大綱3点について、市長に伺います。

大綱の1点目は、農業行政について伺います。その1つは、米政策見直しによる水田作付農家所得への影響についてであります。

政府は11月26日、米の直接支払交付金10アール当たり現行1万5,000円を半減し、5年後には廃止することや、飼料用米の支援強化、多面的機能支払の創設などを柱とした米政策の見直し内容を決定しましたが、生産現場では、余りにも拙速な決定に戸惑いを隠せない状況にあります。

この政策の予算規模や財源確保、また、飼料用米の増産や流通に必要な施設、生産者と実需者を結びつけるマッチングは大丈夫なのか、さらには、計画生産のメリットが薄まる中、主食用米を計画的・安定的に生産できるのか等々、本当にこの政策が機能するのか、戸惑いと不安は尽きない状況にあります。

本市の基幹産業である農業については、水稲作付を中心に麦、大豆などを作付けする土地利用型農業が主体であり、今回の米政策見直しの影響は非常に大きなものであると考えるところであります。

そこで、水田作付農家の所得はどのようになるのか、その状況について伺います。

その2つは、農業ビジョンへの影響と見直しについてであります。現時点では、経営安定対策等が見直され、詳細な内容については明らかになっていない状況ではあります。

現在策定されている農業ビジョンへの影響についてお伺いをいたします。

大綱の2点目は、子宮頸がんワクチン接種について伺います。その1つは、今までの経過と市の対応についてであります。

本市が行っている、予防効果の高いとされる子宮頸がんワクチン接種ではありますが、大変残念なことに、本市在住の生徒が副反応により重篤な状況になっていることに心よりお見舞いを申し上げる次第です。

同僚議員からも、9月議会での子宮頸がんワクチンについて質問し、答弁されましたが、それ以降の経過と市の対応とともに、美唄市予防接種健康被害調査委員会や厚生労働省の救済に関する判断や結果など、どのような流れで進められていくのか伺います。

さらに今後、市としてどのような対応を考えているのか、また、生徒の通う高校での現状と対応についても伺います。

その2つは、次年度からのワクチン接種についてであります。

来年度以降、この子宮頸がんワクチンの接種について中止するのか、また、継続して接種していくのか、考え方について伺います。

大綱の3点目は、市有地、施設等の管理について伺います。本市において、少子化や老朽化の影響により利用されなくなった市有地や学校、施設並びに病院公宅など、公売にかけているものが相当数ありますが、なかなか売れない状況にあると認識しております。

一刻も早期の処分となるよう期待をしますが、これらの土地、建物の草刈りや修繕などは、環境や安全面など周辺の影響も大きく、適正な管理が必要と考えます。

が、管理状況はどうなっているのか伺います。

また、市立美唄病院の看護師宿舎は、現在どのような状況なのか伺います。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 金子議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業政策について、米政策見直しによる水田作付け農家所得への影響についてであります。国は、11月26日に米の直接支払交付金の単価を半減して、飼料用米等の多収性専用品種への取組みなどを推進するほか、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度の創設などを決定したところであります。

このことに伴い、全国8地域のモデル的経営別の所得等の試算が示されました。この中で、北海道のモデルケースとして、耕作面積26.1ヘクタールの生産者が、現在、主食用米を作付している14ヘクタールのうち1.4ヘクタールと、不作付地2.1ヘクタールのうち1.6ヘクタールの合計3ヘクタールに飼料用米を作付し、これに日本型直接支払交付金を加えたことで、所得等は3%増額になると試算をしているところでございます。

しかしながら、この試算方法では、販売収入や経営費など全国一律の単価を用いているため、北海道の実態には合わないこと、また、生産者への直接交付されない日本型直接支払交付金を含めていることなどを勘案すると、農家所得は必ずしも増加するものではないと考えております。

次に、美唄市農業ビジョンへの影響と見直しについてであります。美唄の農業ビジョ

ンは、美唄未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）前期基本計画を基に、本市農業・農村が将来にわたり持続的に発展する基幹産業としていくために、平成23年度に策定したものであります。

この中で、社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行うこととしており、今回の経営所得安定対策等の見直しについては、本市農業の将来の方向を左右する大きな農業政策であると認識しており、具体的な制度の内容等が明らかになった時点で、ビジョンの見直しについて検討してまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチン接種について、これまでの経過と市の対応についてであります。初めに、これまでの経過についてであります。7月29日から検査入院のため、札幌の病院に2週間ほど入院をしておりましたが、退院後も、頭痛や手足に力が入らない、けいれんなどの症状が出ていることから、引き続き、札幌の病院に通院しているところであります。

市といたしましては、受診後の経過等について、保護者に被接種者の医療機関における受診状況や健康状態等の把握に努めるとともに、「ワクチン接種後の痛みの診療」を行う医療機関など、国の動向についても情報をお伝えをしているところであります。

次に、本市の対応についてであります。受診された各医療機関の医師の承諾をいただき、診療録や検査結果の写しなど、書類の提出をいただいたところであります。

その後、これらの関係資料をもとに、11月27日に本市の第1回目の予防接種健康被害調

査委員会を開催いたしました。委員としての調査結果については、今月中に開催予定の第2回の委員会においてまとめることとしているところでございます。

市といたしましては、この委員会での調査結果を北海道を通じて厚生労働省へ送付し、厚生労働省の疾病・障がい認定審査会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣が定期の予防接種を受けたことによるものであると認定されますと、本市が予防接種法に基づいた給付を行うこととなっております。

市といたしましては、今後も引き続き、厚生労働省等の情報の把握に努めるとともに、子宮頸がん予防ワクチンの問い合わせ等に対し、可能な限りの情報提供を行い、丁寧な相談対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、学校での対応につきましては、学校長と直接お会いし、お話をお聞きしたところ、玄関先から校内へ車イスでの走行が可能になることや、具合が悪くなった場合の部屋の確保など、学校として最大限の努力をいただいていると伺っております。

私といたしましても、苦しんでいらっしゃるご家族に対し、心からお見舞い申し上げるとともに、1日も早く、以前のように元気なお姿に戻られるようお願いをしているところでございます。

次に、次年度からのワクチン接種についてでございますが、子宮頸がん予防ワクチンは、国の予防接種法に基づく定期予防接種であり、国において接種の中止がなされない限り、実施する考えであります。その際、対象者にはリスクなどを十分に理解をしていただいた上で、希望者に実施することとしております。

なお、保健センターでの集団接種につきましては、関係機関と十分協議を行い、検討してまいります。

次に、市有地、施設等の管理について、敷地内の雑草対策と建物等の管理状況についてでございますが、学校の統合や施設の廃止により、行政財産から普通財産に引き継がれる土地、建物は年々増加する傾向にあり、これらの土地、建物につきましては、基本的に売り払いや貸し付けをすることとしており、今年度は、旧中村みのり保育所や養護学校前の職員住宅跡地などを売却したところであります。しかしながら、処分できずに長期にわたって管理しているものがまだ数多くある状況となっております。

土地や建物の敷地の草刈りにつきましては、定期あるいは随時実施しておりますが、一部の未実施となっているところもありますので、近隣に迷惑がかからないよう状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

また、建物の維持管理につきましては、設備の水抜きや屋根の雪下ろしなど、冬期間の対策や応急的な修繕を行っているほか、全国市有物件災害共済会の保険に加入し、火災や雪害等による被害に備えているところでございます。

市立美唄病院の看護師宿舎につきましては、平成19年度末まで入居者がおりましたが、その後、入居希望者がいないことから、使用していない状況が続いております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 9番、金子義彦議員。

●9番金子義彦議員 自席より、再質問させていただきます。

それぞれお答えをいただきました。1点質問させていただきます。私が、懸念してるところでありますけれども、この市有地、施設等の管理の部分で、学校の部分での管理について伺いたいと思います。

ご存知のとおり、学校については広大な面積の市有地がございます。こういった部分、現在では、職員による雑草等の処分がなされているのは認識をしているところであります。そういった部分、なかなか適期の草刈り等も難しい状況にあると思います。

そういった中で、地域との連携で草刈り等も行っているというふうにお話も伺ってございますけれども、どのように実際行っているのかについて、お伺いしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 金子議員の質問にお答えいたします。

学校跡地の草刈り等についてであります。学校の敷地は面積が広大であり、草刈り等の実施には、多くの人出や日数が必要となつてまいりますので、市で実施できないところにつきましては、地域の皆さんにお願いをして実施しているところでございます。

旧東栄小学校につきましては、市が直接実施をしておりますが、旧光珠内中央小学校につきましては、平成24年度から光珠内中央自治会に委託して実施しているほか、旧西美唄小学校につきましては、今年度、地域の皆さんにご協力をいただき実施したところであります。

農村地区の場合、周辺が水田や畑となっていることから、害虫が発生しないよう注意が必要ですので、今後におきましても、地域の

皆さんと十分に協議をしながら、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2番、長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員(登壇) 平成25年第4回定例会に当たり、大綱5点について、市長並びに教育長にお尋ねいたします。

最初に、市長にお尋ねいたします。大綱質問の1点目は、財政問題についてであります。その内容は地方交付税の「別枠加算」の廃止についてであります。

2014年度の予算編成が本格化する中で、財務省は、診療報酬などを中心に例年以上に歳出を抑えようとしており、来年度からの消費税増税後も先進国最悪の水準に膨らんだ長期債務残高を減らすまでに至らず、さらに切り詰めようとしています。

政府は11月29日、経済財政諮問会議、議長は安倍晋三首相であります。経済財政諮問会議を開き、2014年度の予算編成方針策定へ向け、地方財政の問題についても議論しました。そして、その中で、地方交付税に1兆2,000億円を上乗せしている別枠加算について、安倍首相は、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードに仕組みを切り替えていく必要があるとして、2015年度予算に組み込まないことを示しました。

別枠加算の1兆2,000億円が地方交付税から減額されるなら、地方自治体においても大きな影響を受けることは間違いありません。

別枠加算が廃止になった場合、本市ではどのような影響を受けるのか、お聞きいたします。

大綱質問の2点目は、農業行政についてであります。その1つ目は、今年の主な農産物の作況についてであります。

今年は春先からの雪解けの遅れを含む異常気象の中で、農作業に携わる人たちのご苦労は大変だったことと思いますが、今年の主な農産物の作況はどのような状況であったのか、お聞きいたします。

農業行政の2つ目は、国による「米の生産調整」についてであります。

11月中旬に米の生産調整が報道されてから、多くの農家の人たちから、「これでは農家をやっていられない」とか、「内容がよく分からない」とか、「これはTPPの導入を先取りしたものだ」とか、様々な声が聞かれます。

農業が基幹産業である本市にとっても大きな影響を受けることが懸念されますが、市としては、この米の生産調整について、どのようにお考えになり、どのように受けとめておられるのか、お聞きいたします。

大綱質問の3点目は、下水道事業についてであります。その1つ目は、本市の事業計画の進捗状況についてであります。

下水道事業は、市民の文化生活を送る上でも、また、水質を管理し環境を守る上でも重要な事業であり、本市においても、年次計画を立てて事業に取り組んでおりますが、これまでの事業計画の進捗状況についてお聞きいたします。

2つ目は、各地域の水洗化率についてであります。

本市においては、高齢化が進んでおりますが、その高齢化は地域によって高齢化率が違っていると思いますが、そのことが水洗化率

にも影響があると思いますが、それぞれの地域の水洗化率についてお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、教育問題について、市長並びに教育長にお尋ねいたします。お尋ねすることは、中教審による教育行政の責任の移行についてであります。

11月27日、教育委員会改革を議論している中教審教育制度分科会が会議を行い、教育行政の最終責任者を首長に改める改革提言を盛り込んだ最終答申案が示されました。

委員会からは、「首長の歯止めがなくなり極めて危険である」という強い意見も出されましたが、1956年に始まった教育委員会制度は、基本的に変更される見通しとなりました。

57年間を経過した教育委員会制度は、戦前・戦中の国家主義的な教育に対する反省から、非常勤委員5人から成る独立組織の教育委員会を執行機関として位置付け、政治的中立性を確保してきました。しかし、2011年の大津市でのいじめ自殺問題を受け、危機管理能力が不足し形骸化しているとの批判が強まり、政府の教育再生実行会議が大幅な改革を提言したものです。

この分科会の最終答申案は、新たに首長を執行機関と明記されていて、首長が教育の大綱方針を定めることとなります。教育長は首長の指揮下に入りますが、教育長に直接指示できるのは、いじめなどで児童・生徒の生命に危険が及んだ緊急時などに限定されます。一方、教育委員会は、5人以上の任命を可能として専門性を高め、首長が定める大綱方針や教職員人事、教科書採択の基準なども審議し、チェック機能も果たすこととなります。

こうした教育行政の最終責任の移行につい

ては、一方では、「問題のある首長に歯止めがかけられなくなる」、「戦後民主主義の曲がり角の象徴だ」という意見や、また一方では、首長が教育委員会に対し無原則でしている指示や命令を法で定めた方がリスクを避けられるという意見もあります。

この教育行政の最終責任の移行は、市長にしてみれば、職務がこれまでより重くなり、また多忙にもなります。また、教育長にしてみれば、責任という面では軽くなりますが、教育行政の独立性・中立性が失われるという懸念も持たれるのではないかと思います。この問題についての市長としてのお考え、ご見解をお聞きいたしますとともに、教育長には教育長としてのお考え、ご見解がおりますので、それぞれのご答弁をお願いいたします。

大綱質問の5点目は、教育行政についてであります。その1つ目は、高校無償化廃止法についてであります。

11月27日の参議院本会議で、高校の授業料の無償制を止め、2014年度から所得制限を設ける高校無償化廃止法が自民、公明、維新の会、みんなの党の賛成多数で可決されました。反対したのは日本共産党、民主、生活、社民の各党でした。

これは、都道府県が就学支援金を上回る額の授業料を定めた場合、その差額を高校生から徴収するということになるという問題や、文部科学省の試算でも、22%もの高校生が就学支援金支給の対象から外されるという問題があり、高校生やその保護者の大きな不安となっています。

高校の授業料については道教委の問題であ

り、市の教育委員会がどうするという問題ではありませんが、美唄市内の高校生や保護者、また、来年から高校に通う予定の中学生や保護者にしてみれば大きな問題であります。

お聞きしたいのは、本市においては、来年4月からの予定されている高校の新入生がどれだけいるのか、また、どのような影響を受けるのか、お聞きいたします。

2つ目は、学力テストの成績公表についてであります。

文部科学省は11月29日、これまで禁じていた自治体による学校別の学力テストの結果の公表を初めて認めました。

これまでの実施要領では、結果について個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないこととしていました。今回は、教育委員会が「自ら設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において公表することは可能」として、市町村の教育委員会が学校別の結果を公表することや、都道府県教育委員会が市町村の教育委員会の同意を得て市町村別や学校別の結果を公表することを認めました。

その場合、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、結果についての分析や今後の改善策を示すこと、学校側と公表する内容や方法について事前に相談すること、数値を一覧した公表や順位を付けた公表は行わないことなどを条件としています。

こうした学力テストの公表は、市の教育委員会としても大きな問題であると同時に美唄市民にとっても大きな問題ですが、これについては、教育委員会としてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について、地方交付税別枠加算の廃止についてであります。地方交付税は国税5税の一定率等を財源としておりますが、恒常的な財源不足により、不足分は国と地方が2分の1ずつ折半で負担し、地方負担分は、各自治体の臨時財政対策債として地方の借金となっております。

これに加え、別枠加算は、財源不足が大きいことから、国が特別に交付税予算を上積みして、地方の負担となる臨時財政対策債を減じる措置を講じたものであります。

この別枠加算がない場合を試算いたしますと、平成25年度ベースで本市への影響は、臨時財政対策債が約7,500万円増えて、同額普通交付税が減るものと推計しているところでございます。

臨時財政対策債は、元利償還の際に、全額、将来の地方交付税の算定の基準財政需要額に算入されることとなっておりますが、最終的には地方の負担も出てくることから、全国市長会では、地方交付税の恒常的な財源不足について、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引き上げ等により対応することなどを決議、要望しているところでございます。

今後、別枠加算が廃止された場合の本市への影響は、地方財政計画における財源不足額が示されておられませんので、現段階では試算は難しい状況であります。

次に、農業行政について、今年の主な農作

物の作況についてであります。水稻は、春先の低温、日照不足により農作業が遅れたものの、その後は好天に恵まれたことから、収量、品質ともに平年を上回っております。

小麦は、6月、7月の干ばつの影響から全体的に粒が細く、製品量は少ないものの品質は良いものとなっております。

タマネギは、春先の低温や6月の干ばつの影響により、ほ場ごとで差があり、全体的には小玉傾向であるため、収量は平年よりも少なくなっております。

大豆は、雪解けの遅れなどから生育は遅れていたものの、7月が高温で推移して生育が回復し、収量、品質ともに平年をやや上回っており、今年の農作物の作柄は総じて良いものと受け止めております。

次に、国による米の生産調整についてであります。国は、生産数量目標の配分を5年後を目処に廃止し、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷団体が中心となって需要に応じた生産を行うようにするほか、米の直接支払交付金は、来年度から現在の1万5,000円を半額の7,500円とし、5年後には全廃することとしております。

一方で、食料自給率の向上に向けて、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本格化を進めて水田のフル活用を図ることとし、飼料用米、米粉用米に数量払いを導入して、10アール当たり、最大で10万5,000円の交付金を支払う仕組みとしております。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の農業者が共同で取り組む活動を支援する日本型直接支払制度を創設することとしたところであります。

市としましては、各制度の概要は示されたものの、具体的な内容については、飼料用米の多収品種や販路の問題、産地資金の交付水準、米価下落時のセーフティーネットなど不明な点が多いことから、今後の国の動向を注視し、新制度にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業について、本市の事業計画の進捗状況についてであります。母町地区の整備をほぼ終え、現在、東明地区、茶志内地区、峰延地区等の整備を進めており、平成24年度末の整備状況としては、1,018.5ヘクタールの整備を終え、進捗率は約75%となっております。

なお、今後の下水道事業計画につきましては、引き続き東明地区、茶志内地区、峰延地区、光珠内地区の未整備地区の整備を早期に進めてまいりたいと考えております。

また、南美唄地区の下水道事業計画につきましては、平成18年度に美唄市の下水道全体計画の見直しを行い、事業計画区域を117ヘクタールから61.4ヘクタールに区域を縮小したところであります。

次に、教育問題について、中央教育審議会による教育行政の責任の移行についての見解についてであります。現行の教育委員会制度については、首長からの独立性、合議制、政治的中立制、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映などを原則とする、地方における教育行政の基本的な制度であり、重要な役割を果たしております。

また、私も、教育委員の任命権や教育予算に関する権限を有しており、その意味では、学校や社会教育施設等の管理・運営等につい

ても、教育委員会と連携を図りながら、教育に関する重要な責任の一端を担っているものと認識しております。

先月、中央教育審議会の教育制度分科会でまとめられた答申案では、首長が執行機関となり、補助機関としての教育長を事務執行の責任者と位置付ける案のほか、従来どおり教育委員会を執行機関とする案も付記されており、分科会ではさらに議論を重ね、年内に答申することとされておりますことから、私としましては、引き続き、その議論の内容を注視してまいりたいと考えております。

なお、下水道事業に係る各地域の水洗化率につきましては、都市整備部長から答弁させていただきます。

私からは、以上でございます。

●議長内馬場克康君 都市整備部長。

●本田都市整備部長 下水道事業に係る各地域の水洗化率については、私から答弁させていただきます。

美唄市全体の水洗化率につきましては、平成24年度末現在で、行政区域人口は2万4,811人、処理区域内人口は1万8,563人、水洗化人口は1万7,545人となり、水洗化率は94.5%となっております。

なお、各地域の水洗化率については、下水道処理区域と異なりますので、下水道計画における地区別水洗化率で申し上げますと、空知団地地区、約80%、母町地区、約99%、東明地区、約66%、進徳地区、約51%、茶志内地区、約12%、峰延地区、約75%、光珠内地区、約77%となっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君(登壇) 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中教審分科会の答申案についてありますが、これまでの中央教育審議会の教育制度分科会における議論を見てまいりますと、様々な意見が交わされている中で、地方教育行政に関する最終責任者をどのように考えたらいのかという点、つまり、首長と教育委員会の力のバランスに議論が集まっております。

私は、危機管理におけるスピーディーな対応が求められている現状にあっては、地方公共団体が一体となって、迅速に対応する体制を整えることが重要であると考えております。

今後の地方教育行政のあり方を考えるとき、教育行政に係る権限に関しては、その責任の明確化やあらゆる事態に迅速に対応できる体制の確立、あるいは、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保という点が非常に重要であると考えております。また、これらに加え、教育が果たす役割や教育の質の向上といった視点からも考えていくことが肝要ではないかと感じているところであります。

以上のような観点から、私としては、今後も中教審での議論を注意深く見てまいりたいと考えております。

次に、高校無償化廃止法についてありますが、本年11月、高校授業料の無償化制度に所得制限を設ける法律が成立したとの報道がありました。

来春の新生徒からは、世帯収入910万円未満の生徒に限られるとのことであり、市内の中学3年生は197人おり、この制度変更により、進学希望者のどの程度が影響を受け

るかについては、把握できないところであります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果公表についてありますが、子供たちの学力向上に向けては、すべての市民が共通の認識に立ち、地域社会が総がかりで取り組んでいくことが重要であります。

来年度の結果の公表の仕方については、学校の序列化や過度の競争にならないよう配慮しながら、単に学校別の数値による公表ではなく、全国平均との比較を使った各教科や領域別の学力傾向のほか、児童生徒質問紙の特徴的な傾向、経年変化による成果や課題など、教育上の効果や影響などを考慮した上で、改善の方策とともに示すことが重要と考えており、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 2番、長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員 この場から、何点かについて再質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、財政問題であります。地方交付税の別枠加算についてであります。別枠加算はリーマンショック後の不況による財政収入を補うため2009年度から実施されておりますが、国の財政再建を優先する財務省は、国が全額負担する別枠加算の継続には、地方経済も回復基調にあるとして廃止の方向を強めています。

しかし、新藤義孝総務大臣は、「まだ危機は脱していない」と発言しています。リーマンショック以前の地方税収は、約41兆円で推移していたけれども、09年度には37兆6,000

億円まで落ち込んでおり、今年度の地方税収は36兆4,000億円の見通しとなっております。

全国知事会は、「リーマンショック以前に戻っておらず、景気回復は地方まで行き届いていない」としており、全国知事会の山田啓二会長も、「別枠加算を削って地方税の法人税で穴埋めするなら単なる取り上げだ」と述べています。この別枠加算が廃止となると、本市においても大きな影響は免れません。

来年4月からの地方税増税による景気の落ち込みが予想される中での地方交付税の減額は、絶対に阻止しなければならないと考えます。

市長におかれましては、地方財政を守り市民の生活を守るためにも、別枠加算の廃止をしないように、国に対し強く働きかけることが重要と思われませんが、市長のお考えをお尋ねいたします。

2点目は、農業行政の国による米の生産調整についてであります。政府は、日本の米は割高であり、減反を止めて国の関与をなくせば、米価が下がり消費者の利益になると言います。しかし、現在の消費者の購入価格は1キロ当たり330円前後です。「ペットボトルの水よりも安い」と言われているように、生産コストにふさわしい価格とは言えません。安全な国産米の生産と安定供給は、消費者にとっても大事ではないでしょうか。同時に、地域の条件を活かした野菜、果実、畜産物などの安定した供給、農村社会の維持・発展は、消費者、国民にとっても重要な問題であります。しかし、この政策では、飼料米や麦、大豆などの生産も「米の生産調整のツール」としては機能させないなどとしております。米

の生産と価格の安定など、米作農家が強く求めている対策に結びつけないことが強調されています。米の生産コストの40%削減、経営の大規模化、企業の参入など、多くの農家経営や地域を切り捨てる経済効果、国際競争に対応することを条件にしているわけでありませぬ。米作を中心にして、地域の条件に合わせて様々な生産を行っている地域農業、農村集落を活かすという考え方がないことが大きな問題ではないでしょうか。

農業生産は、安全な食糧の生産・供給とともに、地域経済と集落の維持や国土・環境の保全など、経済効果だけでは割り切れない大事な役割を担っていると思うわけです。しかし、日本の国土は南北に細長くて平地が少ないという土地条件がありますし、また、気象条件も様々なわけでありませぬ。

特に米は、国民の主食であるとともに、全国各地で生産されて農業の柱にもなってきました。しかも、生産者は百数十万人もいますから、需給調整や価格安定を市場任せにすることは、国民にとっても決して良いことではないと思うわけでありませぬ。

備蓄対策も含めて、生産と供給の安定に国が責任を持つということが不可欠であります。その上で、生産コストが増える価格**支持**、農家の無償労働になっている国土・環境維持の費用の保障なども必要なわけだと思われませぬ。

また、水田からの転作を**含めて**、飼料穀物や麦、大豆など、農地を十分に活かして国内生産を多面的に発展させ、持久力を向上させる、食生活を豊かにさせる、こうした政策こそ重要だと思われませぬ。

私は、農業が美唄の基幹産業であると、そ

うしたことから、本市においても、この生産調整の問題については非常に大きな問題でありますし、何としても、美唄の農業を発展させるための、農家の人たちが安定した営農ができる、そうした政策を取らなければならない、このように考えておりますけれども、市長のお考えについてお聞きいたします。

3点目は、下水道事業についてであります。先ほどのご答弁で、各地域での水洗化率についてお答えをいただきました。これを見ても、高齢化が進んでいる地域での水洗化が遅れていることがわかります。

私の住んでいる南美唄地域も、高齢化が進んで既に40%を超えています。こうした中で、南美唄地域に下水道を敷設しても、高齢化や住宅の多くが炭鉱住宅で古いことから、水洗化はあまり進まないのではないかという、そうした意見を持つ人たちが多いわけでありませう。

一方、平成24年6月現在での市の試算によれば、工事費に係る受益者負担、つまり土地の所有者である大手町地所がその大半を負担することになり、その負担額が約3,000万円以上になります。そしてそれが、供用区域に入った人たちに対しては、水洗化するしないにかかわらず、すべての借地人に対して地代金の値上げとして跳ね返ってくるのが予想されます。

こうしたことから、南美唄地域での下水道事業については、抜本的な見直しが必要と思われましても、市としての土地の所有者である大手町地所や地域での話し合い、連合町内会との話し合いがどのように行われているのか、お聞きいたします。

4点目は、教育長にお尋ねするわけですが、学力テストの問題であります。学校別の結果の公表については、札幌市教育委員会では、「学校間の序列化や過度の競争に加え、授業が学力テスト対策に偏るおそれがある」との意見を表明し、また、函館市教育委員会は、「学力テストの評価は、国語、算数、数学だけのため、結果は学力の一側面にすぎないのに、正答率が低い学校の子どもが劣等感を抱きかねない」、こうした意見を表明しています。さらにまた、小規模市町村からは、「児童・生徒の少ない学校の場合、個人の結果の特定につながりかねない」、こうした多くの関係者から、疑問や危惧の声が聞かれるわけでありませう。

私は、学力テストの学校別結果公表は、点数競争を一層激しくし、教育をさらに学力テスト対策偏重でゆがめられることになり、豊かな学力の形成を妨げるおそれがあるものと思います。学力テストの公表は行うべきではないと思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、地方交付税の別枠加算の廃止についてであります。別枠加算の廃止については、地方への負担増につながるものと考えておりますので、これまでも全国市長会等とともに要望してきておりますが、今後におきましても、別枠加算の廃止や地方交付税の総額確保など、地方財政の充実強化に向けて、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、米政策の改革についてであります。

制度の概要は示されたものの、水田をフル活用するために拡充された飼料用米では、生産・保管・流通などの課題があることから、農業者に限らず、農業団体も不安を抱いている状況でございます。

このようなことから、国は、関連対策も含め具体的な内容を一刻も早く提示し、生産現場において新たな政策への移行を円滑に進めることが大切であると考えており、生産者が安心して営農できる施策となるよう、道や農業団体と連携をして、様々な機会を通じて国へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、南米唄地区の受益者負担金及び計画区域についてであります。現在、実施しております東明地区においては、受益者負担金は、土地所有者である大手町地所がすべて負担をしておりますが、南米唄地区についても、大手町地所と協議を行ったところ、東明地区と同様の取り扱いになると伺っております。

また、下水道計画においては、平成 18 年度に地元の合意を得て、事業区域の見直しを行ったところではありますが、その後、高齢化や人口も減少傾向にあることから、地元連合町内会より区域の見直しの意向がありましたので、現在、さらなる事業計画区域の縮小に向けた協議を進めているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

学力調査における学校別の数値の公表についてであります。教育委員会といたしましては、結果の公表を指導の改善につなげることが重要であると考えておりますので、単に

学校別に平均正答率などの数値を公表するのではなく、学校改善や授業改善に結びつく教育上の効果が得られることを念頭に、学校別の公表の必要性やその方法について、学校とも十分に協議し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

1 番、倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員(登壇) 2013 年第 4 回定例会に当たりまして、大綱 3 点について市長にお伺いをいたします。

大綱第 1 でありますけれども、平成 26 年度予算編成についてであります。まず、地方自治体や市民生活を取り巻く情勢についてでございますけれども、昨年末の政権交代後の第 2 次安倍内閣では、その圧倒的な数を背景に本質を明らかにしてきております。

かつて第 1 次安倍内閣で打ち上げ、そして、国民の世論の高まりで簡単に投げ出したにもかかわらず、改めて平和憲法を改正し、戦争のできる国家を作るため、日本版 NSC 国家安全保障会議、これの設置や、特定秘密保護法案を先月 26 日の衆議院本会議、そして先日、6 日の参議院で、十分な議論を行っていない状況にもかかわらず、加えて、多くの国民の反対の声を無視して強行採決するなど、強引に整備をしております。

これは、国益という耳ざわりのよい言葉で表現をしておりますけれども、国家、すなわち、時の国家権力が国民生活を犠牲にするような国づくりをしようとしていることに、私は大いに危険性を感じざるを得ません。国民の多くは、毎日の暮らしにおける急激で大き

な変革に対しては、不安感を感じたとき、成熟した民主主義社会においては、厳しい判断を下すことができる力を持っているという意識はありますけれども、反面、半ば目隠しをされながら狡猾かつ様々なもくろみを持った手段により、大きな流れの中に知らないうちに流されてしまうことも強く意識していかなければならないと考えるところでございます

また、かつての経済政策によるバブル経済の崩壊を一向に顧みることなく、公共事業に依存し、大企業の利益を優先するアベノミクスなる経済政策を推進し、大都市と地方の格差や大企業と中小零細との格差並びに個人の所得の格差も増大していくことは明らかであります。地方経済の回復の兆しや実感を感じることはできない実態ではないでしょうか。

このことは、美唄市におきましても、財政健全化計画の途上にあり、職員給与の独自削減を継続させ、職員定数配置の見直しが行われない中で退職者の欠員補充を行わず、臨時・非常勤が業務内容についての精査も行わず配置するなど、人件費の大幅な削減や住民サービスの低下を招かないとしながらも最小限の住民負担を求めるなどして、効率及び効果的という基本方針に多くの課題を残しながらも、財政運営に懸命な努力をしているところではないでしょうか。

政権交代後は、国にその財源のほとんどを依存する大きな公共事業が予想を上回る規模と内容で行われておりますが、現状として、短期雇用の非正規労働者の雇用は一定程度確保されるものの、地元を含む事業所自体においては、この先の不安を理由に、安定経営や安定雇用がなかなか確立されることはなく、

依然として、地域の景気の安定した回復を実感することはできておりません。

国においては、莫大な赤字国債の増加はますます進み、中長期的に我が国の財政危機は明らかであり、このことは、地方自治体や住民生活を犠牲とすることが容易に予想されま。現状では消費税の増税や国民生活における競争関係の強化と自己実現の過度の押しつけによる行政依存からの脱却を基本的な考えとする社会保障改革が、人口減と少子高齢化が進む美唄市にあっても市民生活に与える影響は大きく、多くの高齢世帯を含む低所得世帯にとっても、毎日の暮らしはますます厳しいものになっております。

高橋市長におかれましては、安全で安心した生活をする事ができる、ふるさと美唄市を目指すために、市民の皆さんの声と生活実態の把握をしっかりと行い、住民福祉の向上に責任を持って、全精力を傾注した予算編成が求められているものと考えているところでございます。

そこで、財政健全化計画と市立美唄病院の経営健全化計画途上の美唄市の財政事情は依然厳しいものと認識するところでありますけれども、来年度の予算編成に当たり、本年8月に示された政府の平成26年度予算概算要求にあたっての基本的な方針及び総務省が示しました地方交付税の概算要求や地方財政計画の試算、このことについて、現状及び今後の中央の情勢の見通しも含めて、市長は、主体的で責任を持ってどのような分析を行い、加えて、市民アンケート結果や市政懇談会におけるご意見をどのように活かして具体的な予算編成に当たり取り入れていかれるのか、

お伺いをいたします。

基本的に、予算の編成権については市長に専属するものでございます。具体的な事業等の内容については予算審査の場でお伺いすることになるかとも考えますけれども、そのベースとなる編成方針についての考え方についてお聞きするものであります。

次に、予算編成に係る行政情報の市民説明と共有化についてであります。これまで、積極的な取り組みとしての市政懇談会や広報紙メロディーや市のホームページの活用により、美唄市の厳しい財政状況については、市民の皆さんにおかれましても、大きな認識の違いはないものと思っておりますけれども、びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）を基本として、財政健全化計画の適切な進行管理も行いながら、新たに、様々な行政需要にこたえていくことも必要なことではないかと考えますけれども、予算編成に当たり、新規事業等も当然見込まれるものでありまして、最終的に緊急性や必要性などで優先されるものが市長の政策的な事業として予算化されるものと考えますが、一方、最終的な市長の判断で継続事業の内容の見直しや、結果として予算化されない事業もあろうかと思っておりますけれども、それらの事業について、それぞれ事務事業評価が行われるのでありますが、その内容を具体的に行政情報としての公表というか、わかりやすい内容で情報開示を行うなどして市民と共有し、予算査定の経過と結果を明らかにして市民説明を行うことが市民との信頼関係をより深めることになるのではないのでしょうか。

このことについて、市長はどのようにお考

えか、お聞きをいたします。

大綱の第2は、住民基本台帳や税関連の個人情報保護についてであります。先日、全国報道で大きな話題となりましたが、不当な目的で個人情報を得ようとする者からの依頼に対し、なりわいとして不正な方法による住民情報を調査するものにより収集され、結果としてその情報により痛ましい事件が発生しております。報道では、調査依頼があった対象とされた方の少ない情報で、市税や公共料金などの収入状況等を理由に、様々な理由をつけて意図的な方法で聞き出したとされております。

市町村における個人情報の保護は重要なことであり、特に、住民基本台帳にかかわる個人情報は徹底したセキュリティが構築されているものと考えるところでございます。しかし、意図的に不正な手段で個人情報を得ようとするものに対しては、特にガードをしていかなければならないものと考えるところであります。

そこで、美唄市におきましても、住民基本台帳システムは、各種行政情報システムのベースになっているところであると思っておりますけれども、現在、住民基本台帳システムと連動している行政システムはどのようなものがあり、それぞれのシステムに関わる職員の指定や扱いについてどのようになっているのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

また、これら個人情報の保護につきましても、個人情報保護条例でしっかりと規制されているわけですが、改めて、どのようなセキュリティシステムが構築されているのか、お聞かせをいただきます。

大綱の第3は、防災行政についてであります。まず、災害時の避難場所の開設と自主避難についてであります。

さて、本年10月16日に発生した台風26号による集中豪雨で、伊豆大島において甚大な被害が発生し、30人を超える多くの方々が犠牲となりましたことに対し、心からのご冥福と被災された皆様にお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧を願うところでございます。

この台風被害では、結果として、避難勧告や指示について、そのときの危険な風雨の中での住民避難が、「より危険である」とした自治体の判断に課題を残したと言われております。本当に、その判断を行う際、状況認識と的確な判断をするということは、極めて難しいものであるということを改めて感じているところでございます。

さて、これまで私は、美唄市における気象情報等のいち早い市民への伝達についてお聞きをしてきましたけれども、現状としては、テレビやラジオの活用や、市のホームページや緊急に準備する広報車などに頼るということでもあります。また、住民の防災意識の向上も求められており、地域における自主防災組織の拡充についても取り組んでおられるとのことでもあります。

災害については、気象予報が自治体にあらかじめ通報されることになっており、自治体は、その対策に万全を期す体制は常に備えなければならないものでございます。

そこで、市の防災計画により確立されるものと考えますが、これまで、この計画についても一部見直しを行っているとのことであり、具体的な見直しや検討課題など、進捗状況に

ついてどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

また、最近の気象現象は、これまでの経験を上回るものが多く発生しており、地球規模的にも異常気象とも言える現状ではないかと考えるところであります。

そこで私は、防災計画における避難場所についてお聞きをいたしますが、実際に避難場所が開設し、受け入れが可能となるには、どのような手順となっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

加えて、伊豆大島でも一部実際に行われたと言われる、住民の自主避難についてでありますけれども、美唄市の現状として、近年、美唄市においても経験をいたしましたけれども、いわゆる爆弾低気圧等による強風や豪雪では、特に高齢者の方からは、「生きた心地がしなかった」との声もお聞きするところであります。

そこで、これまで、災害対策本部設置前に急激な気象変化に危険を感じられた市民から、市役所や消防、警察に対し寄せられた支援要請や相談があったのかどうかを具体的にお聞きをいたします。

そして、対応についてどのようにされたのかもお聞きすると同時に、美唄市においては、自主避難について、どのような認識でおられ、避難場所や受け入れ態勢についても防災計画に盛り込まれるのかをお聞きをいたしたいと思っております。

次に、市内の空き家対策についてであります。高齢化が進み、全国的にも大きな課題として、これまでも検討されてきた空き家対策につきましても、市議会議論の中でも、強制的な処分を可能とする条例制定に向けて検討

がされているものと認識をしているところでございます。最近の報道でも、国の動向として、当該家屋の処分に対して土地の固定資産税の減額措置が検討されているとのことでもあります。

これは、深刻な全国的な課題であるということもうかがわれるものでございますけれども、また一方、個人資産という大きな課題も現実にあるわけであり、権利関係についてもその壁の大きな課題となっております。一部の自治体では、納税情報の活用を可能とする条例化を行い、全国ニュースで報道もされておりました。

そこで、美唄市におけるこの条例化の検討経過など進捗状況について、具体的な課題も含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、私は、実態として、残念ながら空き家が増加傾向にあるわけであり、結果として、残された空き家の対策に取り込むことは、確かに大切なことであるものと考えますけれども、この対策の1つとして、未然に空き家を生じさせない取り組みについても、とても必要なことではないかと考えるところでございます。

そのことについて、まず、現状をお聞きいたします。未然の空き家を生じさせない対策等、具体的に何かあればお聞かせをください。

私は、一般的には不動産登記についての市民理解が深まり、また、相続手続など、財産処分が適切に行われることも空き家対策に効果があるものではないかと考え、成年後見制度の活用や地域包括支援の取組みの中で、市民の意識を高めていくことも必要ではないかと考えるところでございます。

確かに、市役所における固定資産税制度における相談窓口については、具体的な権利関係についての制度説明は可能でしょうけれども、市民の皆さんが、自己資産が空き家になってしまう、このことの認識そして心配に対して、個人資産の権利関係や相続関係もあり、踏み込んだ相談や指導ができる環境には、なかなかないのではないかと考えるところでございます。

そこで、市民の皆さんが空き家に対する問題意識を深め、あらかじめの準備や手続きをスムーズにできる環境整備について、行政として、是非確立していくことについて、市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上、この場からの質問といたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成26年度予算編成について、今年8月に出された国の平成26年度予算概算要求に当たっての基本的な方針及び総務省の地方交付税の概算要求等についてであります。「基本的な方針」等において、予算の重点化を進めるため、今年1月に出された緊急経済対策及び平成25年度予算の重点である防災対策、成長による富の創出、暮らしの安全・安心・地域活性化のほか、骨太の方針等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けることや、総務省の地方交付税の概算要求では、骨太の方針及び中期財政計画を踏まえ、地方交付税交付団体を始め地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を確保すること、ま

た、地方財政については、歳入歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進めることなどが示されております。

このほか、来年4月から消費税が8%に引き上げられることに伴い、12月5日に国の経済対策が発表され、地域活性化のための6次産業化の推進、簡素な給付措置の加算措置のほか、地域経済に配慮した社会資本の老朽化対策などが盛り込まれたところであります。

こうした国の予算編成については、概算要求等の段階でありますので、今後の動向等を注視してまいりたいと考えております。

また、消費税増税に関して、地方交付税を含めた地方の一般財源総額については、予算編成過程で調整することとなっているほか、地方交付税の別枠加算の動向など、まだまだ不透明な状況にあると考えており、今後出される地方財政計画を注視してまいりたいと考えております。

次に、本年度の市民アンケートやまちづくり地区懇談会などにおける意見等についてであります。農業の振興・活性化、商工業の振興・企業誘致による雇用の増進、子育て支援施策の充実、生涯学習の機会の増加、人材の育成、医療の充実のほか、空き家対策など地域の安全・安心の確保に向けた取り組みや循環型社会の構築に関するご意見等が寄せられたところであります。

私としましては、市民の皆さんから寄せられたご意見等を基軸とし、調整を行いながら、国の経済対策や今後の国・道の予算編成の動向などを踏まえ、環境に配慮し、農・商・工の各産業間の連携による経済振興や安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の向上に向け、

財政健全化計画、市立美唄病院経営健全化計画とともに、美唄未来交響プランの着実な推進が図れるよう予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、予算編成過程の開示を行い、市民と共有することについてであります。予算編成につきましては、予算編成方針を策定し、市のホームページに掲載をしており、また、具体的な編成作業につきましては、美唄市総合計画「びばい未来交響プラン」に基づき、3年ごとに推計事業費等を作成し一覧化した「市民と一緒に行うまちづくりの取組み一覧」を基本として、歳入見込みを勘案しながら、各部からの予算要求内容における事業の必要性、効率性、重点施策との関連性などについて、事務事業評価などを踏まえて十分協議を重ね、査定を行い、最終的に予算案として議会に提案をしております。

また、併せて、参考資料として予算案の概要を作成して、議会及び報道機関に配付するとともに市のホームページに掲載しているところであり、議会議決後において、予算概要を広報紙メロディーで市民の皆さんにお知らせしているところでありますが、予算編成過程の開示、公表については、今後、先進事例を含め研究してまいりたいと考えています。

次に、住民基本台帳及び税関連などの個人情報保護について、住民記録システムと連動している行政システム及び各システムに係る職員の指定や扱いについてであります。住民記録システムと連動している行政システムの数は、税務課の市民税や固定資産税等の税情報、市民課の国民年金や国民健康保険、高齢福祉課の介護保険など、10課25システ

ムが連動しております。

次に、各システムの端末操作を行う職員については、美唄市電子計算組織運営管理規則に基づき指定しており、各所属において、職員の人事異動等により端末装置を操作する職員が変更となる場合は、中央組織管理者である企画課長に届け出を行うこととしております。

また、システムの扱いについては、職員が勤務時間内で端末装置を使用することとし、勤務時間外で使用する場合は承認を受けることと同規則で規定しているところであります。

次に、個人情報保護条例の規制内容についてであります。条例では「職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。さらに、その職を退いた後も同様とする」と規定しております。

また、美唄市電子計算組織運営管理規則では、端末操作を行う職員は端末管理者の指示に基づき、端末装置を適正かつ正確に操作するとともに、付与された暗証番号を第三者に漏らしてはならないと規定しております。

次に、セキュリティシステムについてであります。現在、住民記録システムを閲覧できる職員は、臨時、嘱託職員含めて126人おり、各所属の暗証番号を付与している状況としては、職員の数に関わらず端末台数分の暗証番号を付与している所属や、数名の職員間で1つの暗証番号を付与し相互利用をする所属、または、職員1名に対し1つの暗証番号を付与している所属などがあり、個人情報データが適正に管理されているところであります。

また、総合住民情報システムの運用にかか

わる外部への業務委託では、個人情報における守秘義務、目的外利用、指定した作業場所以外での業務、データや情報の無断持ち出しの禁止、データ等の保護管理など、契約に基づき徹底しているところであります。

いずれにいたしましても、個人情報外部に漏れることがないように、個人情報保護の重要性を認識し、関係法令及び条例に基づき適正な対応を行ってまいります。

次に、防災行政について、防災計画についてであります。北海道では、東日本大震災の発生以降、最大クラスの地震を想定し、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とした防災対策が必要となっていることや、近年の集中豪雨・豪雪等、市民生活に多大な影響を及ぼす自然災害の発生状況を踏まえ、北海道防災計画の修正を行ったところであります。

本市においては、庁内に地域防災計画見直し検討委員会を設置し、美唄市地域防災計画と美唄市水防計画の課題の点検整理を行うとともに、北海道防災計画との整合性を図り、両計画の修正案を策定したところでございます。今月には美唄市防災会議を開催し、その後、市民の皆さんからパブリックコメントをいただき、今年度中の改訂を予定しているところでございます。

次に、避難所の開設についてであります。市内に災害が発生し、また、発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準に基づき、避難所開設準備を行うとともに広報車、自治会、自主防災組織、防災機関や緊急速報メールなどを通じ、住民に的確に周知をし、避難所の受け入れ体制を整え、初期対応

に当たることとしております。

次に、大雨などにより道路や農地の冠水、床下・床上浸水、豪雪による建物倒壊などの通報や対応の要請につきましては、警察や消防団など関係機関と連携し、住民の安全確保に努めているところであり、自主避難につきましては、市の計画では、自主避難所開設について特に規定はありませんが、要請に応じて速やかに対応することとしております。

また、現在、美唄市仏教連合会と緊急避難所の提供にかかる防災協定締結について、準備を進めているところであります。

いずれにいたしましても、市民に対し、迅速かつ適切な対応に努め、安心・安全な暮らしが守られるよう、防災対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家条例についてであります。条例制定に当たりましては、市内における空き家の状況把握、所有者等の把握、所有者不明の対応、家屋の危険度判定や緊急安全措置への対応などの課題等が挙げられ、関係法令や先進地事例の調査、空知管内空き家等対策情報交換会などで、条例制定と空き家の適正管理に向けた方策について検討し、「美唄市空き家等の適正管理に関する条例」の素案を策定したところであります。

現在、3月議会への条例提案に向けて、パブリックコメント等の準備を行っているところでございます。

次に、「空き家」とならない未然対策につきましては、中古住宅の流通促進の取り組みや資産管理の意識の高揚など、関係団体と連携し調査研究してまいりたいと考えております。

なお、所有者等が不明の場合の対応が困難

になっていることから、国に対して、地方自治体が直接かつ容易に解体撤去等が行える法整備を行うとともに、その費用について財政措置を講ずるよう、全国市長会を通じ要望しているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1番倉本賢議員。

●1番倉本賢議員 ただいま市長からご答弁いただきましたけれども、自席から、再質問をさせていただきます。

平成26年度予算編成にあたっての政府並びに総務省の方針に対する客観的な認識について、ご答弁をいただきました。

現状としては、国の予算編成並びに総務省の地方財政計画の動向を注視することであり、この様な中で美唄市の予算編成方針を定め、予算編成作業が進められるわけでございますけれども、私は、国の、「新しい日本のための優先課題推進枠」の新設、そして、総務省の頑張る地方に対する支援という方針は、格差社会の拡大による地域切り捨ての懸念がぬぐえないものであります。

併せて、全国的な景気回復を想定した上で、地方税への影響も勘案した方針ではないかとも考えますけれども、そこで、美唄市における税収入はどのような動向にあるのかも重要な要素ではないかと考えるところでございますが、具体的な歳入予算編成における住民税はどのように見込まれることになるのか、お聞かせをいただくとともに、地方自治体としての財政基盤を確立し、住民自治によるまちづくりを進めていくために、国に対して、どのような考え方と姿勢を示していられるのか、お聞かせをください。

次に、予算編成に係る行政情報についてでございますけれども、現状の予算編成作業及び市議会議論を含めたスケジュールと最終予算概要を含めた市民周知の取り組みについて、ご答弁をいただきました。

確かに、美唄市の各会計を含めた約 292 億円の予算内容について、できるだけわかりやすい情報として提供されている、努力をされていると考えるところでございますが、予算編成過程の行政情報の開示・公表については、今後、研究する旨のご答弁をいただきました。

これは、現状の予算編成や査定の進め方から判断して、実現が困難であり、いつ結果がまとめられるか定かではない、今後の研究に委ねるというものではないかと大変残念に感ずるものでございます。

しかし、ご答弁には、先進事例を含めてという表現もありましたが、市長は、このことについて可能性というかその必要性についての認識も辛うじてお持ちになっておられるのではないかと考えるところであります。

そこで私は、美唄市の地方自治体としての最高規範である「まちづくり基本条例」における行政情報の市民との共有ということについてでございますが、この条例の第 2 節の「基本原則」には、「市民主体のまちづくり」と「情報の共有」、そして、「協働のまちづくり」の基本が示されております。また、第 3 章において、「市民の権利」として、市民参加や提案そして市政に関する情報を知る権利が規定されております。

市政に関する情報といっても莫大なものがあると考えるところでありますけれども、原則、まちづくりに関するものは、この条例の

規定を優先して考えなければならないものと思います。

予算編成過程における行政課題についての扱いに関する情報についても、この、まちづくり基本条例の考え方が当然、当てはまるものではないかと考えるところでございますけれども、市長はどのようにお考えになられるか、お聞きをいたします。

そして、先進事例について申し上げます、北海道のニセコ町では予算編成時の予算査定の場を公開しており、傍聴可能としており、これも、まちづくり基本条例の趣旨を実践しているものと聞いております。このように、決して事務取り扱い上、負担を大きく生じさせたり、事務的に煩雑なものとはならない取り組みもあるわけであり、できうる限り行政情報を市民の皆さんと共有するという大切なことについて、さらに踏み込んだ調査や検討を行っていただきたいものと思いますけれども、いかがでしょうか。

次に、個人情報の保護についてであります。

ご答弁いただきましたけれども、市役所の行政システムは、住民基本台帳情報をベースに、ほとんどの職場で効果的に活用され、言わば、多くの職員が様々な住民情報に接しながら毎日の業務に当たっている実態ではないかとも考えます。また、各システムの端末操作を行う職員の指定と管理運用についても、美唄市電子計算組織運営管理規則で暗証番号の付与を行い、個人情報保護条例で職員の守秘義務を課しているとのことでございます。

再度お聞きいたしますことは、この暗証番号の付与の目的というか、なぜ暗証番号が付与されるのかということでありませう。

一般的に、暗証番号は簡便な個人認証のために使用されるものと考えますけれども、行政システム運用上における暗証番号の位置付けはどのようなものであるか、お考えをお聞きをいたします。

加えて、職員の守秘義務についてであります。地方公務員法にも規定されているわけであり、職員にとっては当然のことであろうかと思えます。しかし、日常業務の中で常にこのことを意識し、何が個人情報として保護しなければならないのかについて、職員個々の認識にしっかりと根付かしていくためには、職員の自己責任に求めるだけではなく、系統的な職員研修を行わなければならないのではないのでしょうか。

現状として、職員研修が専門研修を含めて、個人情報保護に関する専門研修でございますが、十分な実態ではないのではないかと心配するところでございますけれども、各行政システムの運用に当たり、個人情報の保護に対する研修の実績があれば、具体的にお聞かせをいただきたいと思えます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、歳入予算編成における住民税の見込みについてであります。個人の市・道民税につきましては、平成23年度の地方税法の一部改正により、均等割の標準税率3,000円に500円を加算した額を平成26年度から平成35年度までの10年間引き上げられ、増額の要素となっておりますが、人口の減少に比例し納税義務者数についても年々減少している

状況の中、調定を確保することが厳しい状況にあると認識をしております。

法人市民税につきましては、ここ数年、法人数自体に大きな変動は見られないところではございますが、国の経済対策における効果が法人市民税割となって徐々に表れてきているのではないかと期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、これらの動向などを十分見極めながら、市税の予算見積もりを行っていきたくと考えております。

次に、国に対してどのような考え方と姿勢を示していくかについてありますが、地方公共団体の財政需要を的確に地方財政計画に反映をさせ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・保障機能を強化することや、地方の自主財源の充実強化などについて、これまでも全国市長会などを通じて要望しているところであります。

今後も引き続き、強く要望してまいりたいと考えております。

次に、予算編成過程の公表についてですが、本市のまちづくりの基本となるまちづくり基本条例では、市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりを基本とすることなどを規定しております。

また、財政運営に関する条項では、第25条において、市民の予算に関する理解を深めることができるよう十分な情報提供に努めていくことや、市の財政状況について市民にわかりやすく情報提供しなければならないことなどを規定しており、これまでも市民の皆さんに本市の財政状況等をわかりやすくお伝えし、情報を共有できるよう努めてきたところであ

ります。

いずれにいたしましても、市民との情報共有は本市のまちづくりの基本であると考えており、予算編成過程の公表については、お話のありましたニセコ町などの先進事例を含め、今後、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

次に、行政システム運用上における暗証番号の位置付けについてであります。暗証番号を付与することで、無断使用や行政情報の閲覧を防止し、個人情報への入手や漏えいが困難となることから、人的な情報セキュリティ対策上、有効な手段であると考えているところであります。

次に、各行政システムの運用に当たり、個人情報の保護に対する研修の実績についてであります。これまで、各所属で行っている課内会議やグループ会議等において、職場内研修や新採用職員研修を行ってまいりました。

今後は、不当な情報の入手や情報漏えいを禁止することなどの個人情報の保護に関する専門的な職員研修の実施についても、検討してまいりたいと考えております。

私は、個人情報の保護に関しては、その重要性は極めて高く、責任は重いものと認識しており、引き続き、各行政システムの適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

11番、五十嵐聡議員。

●11番五十嵐聡議員(登壇) 平成25年第4回定例会に当たり、大綱4点について、市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、市政の執行体制について、

市は、平成23年度からスタートしたびばい未来交響プラン計画の地域活性化に向けた施策の柱である産業づくりを推進するため、特に、地元農産物などを活用した新商品開発や新たなサービスを提供するなど、農の魅力に食に結びつけるほか、情報発信による販路拡大や観光交流を推進することによる地域の活力づくりを重点に取り組むために、本年4月に、農政部と商工交流部を統合して経済部といたしました。

経済部では現在、ホワイトデータセンター構想実現に向けた企業誘致や地元農産物を活用した農・商・工連携の取り組みのほか、国内外のツアー客の誘致に向けた観光交流や特産品のPR活動の取り組み、基盤整備事業の推進に向けた取り組みなどを推進しておりますが、新生経済部、9か月が経過し、統合したことによりどのような効果や成果が出ているのか、お伺いいたします。

次に、組織体制の強化について、国は、TPPの年内合意を目指し、米、麦等、重要5品目も含めた関税撤廃の品目の検証を進めているほか、経済所得安定対策や米政策を見直す一方で、日本型直接支払制度を導入するなど農業の構造改革を進めております。

農地政策においても、保有合理化法人を廃止して農地中間管理機構を設置し、賃貸を主体に流動化を図る考えで、業務も一部は市町村への委託も検討されており、様々な制度改革の中で、市が果たす役割は今まで以上に増大していくものと考えます。さらに、国営・道営基盤整備事業の推進など、事業量は増大すると考えられます。

財政健全化に取り組んでいる本市において、

限られた職員体制の中ではありますが、市の組織体制の強化や充実などが必要になると考えます。市長の考えをお伺いいたします。

大綱の2点目は、農業行政について、平成26年度の北海道開発予算の概要が公表され、その概要では、食の供給力の強化を重点項目の1つとしており、北海道の広大な農地を活かし、我が国の食料供給基地としての役割を發揮するため、農産物の生産力の向上や高付加価値化に向けた取り組みを推進することとし、ほ場の大型化、暗渠排水等の農地整備や担い手への農地集積による生産コストの低減や、農業の高付加価値化などによる地域農業の振興を図ることとしております。

本市においても、農地整備などによる優良な農地の確保を図ることが農業の振興を基幹とした地域の活性化にもつながるものと考えます。

初めに、国営・道営基盤整備事業の進捗状況について、国営農地再編整備事業は本年度、美唄茶志内地区で待ち望んでいた整備が始まり、当初の予定では、本工事の工区数は5件で、約130ヘクタールのほ場の大区画化が行われると聞いておりましたが、残念ながら、5件の工区のうち3件の工区について入札が不調となり、その3件の工区の再入札においても2件の工区が入札不調になったと承知しております。

1つに、工事が取りやめになった工事の概要と、今後、工事発注に当たって、国による受益者への説明がどのように行われているのか、お伺いいたします。

2つに、今年度に国営事業で整備された面積、また、平成20年度から行われている道営

事業の峰岩地区、沼の内地区、中美唄地区、それぞれの全体面積と本年度までに整備された面積、併せて、本年度に採択のあった地区の地区名、全体面積、概算事業費、事業期間についてお伺いいたします。

次に、国営・道営基盤整備事業の次年度の計画について、1つに、来年度の国における農業・農村事業予算と国営農地再編整備事業及び北海道開発予算の農地整備事業に関する概算要求の動向と、美唄茶志内地区、美唄地区の概算要求での事業内容や道営基盤整備事業について、それぞれの事業内容についてお伺いいたします。

2つに、道営基盤整備事業による整備を要望している地区について、その地区名と今後の見通しについてお伺いいたします。

3つに、基盤整備事業の推進体制について、市と農業関係団体による美唄市土地改良センターが設置され事業を推進していることは承知しておりますが、本年度の美唄市土地改良センターの体制、市をはじめ、各関係団体の構成職員数についてお伺いいたします。

大綱の3点目は、地域振興について、現在、本市では、ホワイトデータセンター構想及び食糧備蓄基地構想の実現に向けた取り組みが進められておりますが、昭和54年から造成が進められてきた空知団地、現在の所有者であります中小企業基盤整備機構の産業用地の造成・売却事業が、法律の定めるところにより、**来**年3月末をもって終了すると聞いております。中小企業基盤整備機構の造成・売却事業が終了した場合、現在取り組んでいる2つの構想や他の企業誘致にも大きな影響を及ぼすものと考えます。

市長は、空知団地について、どのような考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

大綱の4点目は、公共交通について、現在、予備運行されている西側地区の乗合タクシーについて、利用者から大変好評をいただいていると聞いております。

その利用状況と今後の本格運行へ向けた考えをお伺いいたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、行政の執行体制について、新生経済部についてであります。農業、商工業、観光業など産業全般を対象として、地域経済を振興する行政課題に対応するため、本年4月に商工交流部と農政部を統合し経済部としたところであります。

この統合による主な成果といたしましては、これまで農政課で所管していたグリーンツーリズムの推進に関する事業を商工観光課に移管したことで、体験型観光と農業体験が一体化し、受け入れ農家との調整が円滑に進められるようになったこと、また、食のフリーマーケットをはじめ様々なイベントの実施にあたって、部内の協力が容易になったほか、本市の産業振興計画の柱である農商工連携事業の推進にあたって、これまで以上に協力体制が構築され、スピード感を持った対応となっているなど、様々な事務事業において効果があらわれているものと考えております。

本市の地域経済を支える農業と商工業との連携は、びばい未来交響プランの着実な推進を図る上で重要なことであり、今後とも、よ

り総合的、効率的に事業が推進できるよう、組織の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、組織体制強化についてであります。国は、本年11月26日に新たなコメ政策を決定したほか、日本型直接支払の導入も決めるなど、これまでの農業政策は大きな転換期を迎えようとしております。

このことに伴う制度の具体的な仕組みや内容は、まだ明確にはされておりませんが、今後の推移を注視しながら、新制度に移行されても生産者の皆さんが安心して営農できるよう情報提供を迅速に行うほか、制度改正に伴い新たに市が担うべき業務についても、適切な対応に努めるとともに、基盤整備事業につきましては、国営及び道営事業の円滑な推進に向けた体制づくりに配慮してまいりたいと考えております。

次に、農業行政について、国営及び道営基盤整備事業の進捗状況についてであります。国営農地再編整備事業美唄茶志内地区内で入札不調により工事が取り止めとなった工区は、茶志内町1区の東部約27ヘクタールと茶志内町3区の東部約36ヘクタールの2工区ですが、国は、受益者からの意向をもとに他工区を受注した業者と調整し、茶志内町1区の工区では、切り盛りの少ない農地約6ヘクタールの整地工を実施しております。

また、茶志内町3区の工区では、客土材として約4万6,000立方メートルを搬出し、来年度の工事量を軽減するとともに、融雪剤を散布するなど、現地の融雪を促進して工事の着手時期を早め、来年の作付けを可能にする考えであり、こうした工事工程については、

受益者の方々に説明し、理解が得られているところでもあります。

次に、国営事業の実施状況についてですが、本年度は、美唄茶志内地区で43ヘクタールのほ場整備が実施されたほか、美唄地区では、地区界測量と実施設計が行われております。

次に、道営事業の進捗状況についてですが、沼の内地区は全体面積231.4ヘクタールの整備をおおむね完了しているほか、峰岩地区では、全体面積186.9ヘクタールのうち167.5ヘクタールが整備済み、中美唄地区では、273.6ヘクタールのうち258.3ヘクタールが整備済みとなっております。

また、本年度事業採択された大富第1地区は、全体面積が66.1ヘクタール、概算事業費が10億4,600万円、事業期間が平成25年から平成32年までとなっているほか、同じく本年度事業採択された大富第2地区は、全体面積が145.2ヘクタール、概算事業費が22億7,900万円、事業期間が平成25年から平成32年までとなっております。

次に、国営・道営基盤整備事業の次年度の計画についてですが、国の平成26年度予算概算要求における農業農村整備事業費は、前年度対比21.7%増の2,627億円で、そのうち農地再編整備事業費は68.5%増の235億円となっているほか、北海道開発予算における農業農村事業の概算要求額につきましても、前年度対比23%増の820億円となっており、要求額はすべてにおいて前年度よりも伸びております。

また、国営農地再編整備事業美唄茶志内地区の要求額は17億円で、茶志内町1区及び3

区を中心に約140ヘクタールのほ場整備が見込まれているほか、実施設計についても積極的に行う計画であります。

また、美唄地区の要求額は13億円で、今年度に引き続き実施設計を中心に行い、期成会や受益者との協議のもとに、平成27年度での早期工事発注に備える計画であります。

なお、両地区とも、補正予算等にも対応できる実施設計量をストックする考えであると伺っております。

次に、道営事業につきましては、峰岩地区が19.4ヘクタール、中美唄地区が15.3ヘクタールのほ場整備を予定しており、両地区とも工事をおおむね完了予定であるほか、沼の内地区は、農道の整備を行い、換地処分を経て事業を完了する予定であります。

また、大富第1地区及び第2地区は、現在、実施設計を行っており、地元受益者との調整を踏まえ、基本的には号線区画を1つの単位に工事発注する予定と伺っております。

次に、道営事業を要望している地区の状況についてですが、平成26年度は、大富第3地区の新規事業採択と大富第4地区及び北美唄地区の地区調査の実施を要望しております。

また、進徳一心地区及び峰延地区につきましては、期成会を中心に、道指導のもと地区の分割や事業工種の調整など地区調査の実施に向けた準備作業が行われており、平成28年度以降の事業採択を目指しております。

次に、美唄市土地改良センターにつきましては、農地の基盤整備事業を円滑に推進するため、市をはじめ、北海土地改良区及び3農協、各地域の促進期成会により構成される「美

唄市土地改良センター運営委員会」の下に設置されており、同センターには所長及び次長、主幹を配置しているほか、公務係、農地調整係、庶務係の3係があります。

また、職員構成は、市の農地整備課職員が7名、北海土地改良区職員が5名、美唄市農協職員が2名、峰延農協及びいわみざわ農協職員が各1名、臨時職員が4名の合計20名による体制となっております。

次に、地域振興について、企業誘致・ホワイトデータセンター計画の実現に向けた取り組み状況についてであります。空知団地の所有者である独立行政法人中小企業基盤整備機構が、法令に基づき平成26年3月31日をもって産業用地事業を終了することから、昨年12月、美唄市に対して空知団地の美唄分となる約45ヘクタールについて譲渡したい旨の申し入れがあったところであります。

この際、中小機構から、市が一括購入しないとした場合、中小機構は空知団地を本年度中に一般競争入札し、民間に売却するか、入札が不調となった場合は国有地化することを提示されたところであります。

市としましては、去る9月13日に、株式会社共同通信デジタル、株式会社データホテルと美唄市との3者による包括連携協定を締結し、新たな展開への大きな一歩を踏み出す中、一括購入をしないとした場合、現在進めているホワイトデータセンター構想や食糧備蓄構想の実現及び製造業等、企業誘致活動への影響が懸念されることから、総合的に判断し、土地の購入に向けて検討してるところであります。

次に、公共交通について、乗合タクシーに

ついてであります。西側地区につきましては、平成25年4月から、日東・茶志内方面、中村・沼の内方面、西美唄・開発方面の3地区において、現在、本格運行に向けた予備運行として、毎週火曜日と金曜日に1日3便の運行で、市内のタクシー業者3社により運行しているところであります。

利用状況は、10月末までの実績で申し上げますと、3地区全体の利用登録者数が339人で、利用延べ人数は1,871人となっております。利用延べ人数の内訳としては、男性が421人、女性が1,450人で、利用者の8割以上は65歳以上の高齢の方となっております。

また、地区ごとの利用状況といたしましては、日東・茶志内方面は、登録者数が139人で、利用延べ人数は945人、中村・沼の内方面は106人で、延べ476人、西美唄・開発方面は94人で、延べ450人となっております。これら3地区の中では、特に日東・茶志内方面の利用が多くなっているところでございます。

これらの利用状況から、乗合タクシーに寄せられる期待は大きいものと考えられますので、今後も冬期間の利用状況やタクシーの運行状況等を検証するとともに、登録者を対象としたアンケート調査をもとに、利用される方々が使いやすい交通手段となるよう、タクシー業者の協力を得て、来年4月からの本格運行に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 11番、五十嵐聡議員。

●11番五十嵐聡議員 それぞれ答弁をいただきました。

この場から、何点か再質問させていただき

ます。

国営事業の美唄茶志内地区についてであります。今年度に入札が不調となった工事は、今年と同様に一般競争入札による工事の発注が行われるものと考えられます。

国として、発注に際し、入札が不調にならないよう、どのような対策を講ずる考えがあるのかお伺います。

次に、国営・道営基盤整備事業を円滑に推進するためには、北海道の気象特性に配慮し、春から夏にかけての工事が可能となるような、また、農家所得を確保した上で工事を進める通年施行について、国において検討されているとの情報も聞いております。

その検討内容についてわかっておられれば、わかる範囲でよろしいので、お伺いをいたします。

次に、国営基盤整備事業が本格的な工事が始まり、事業の円滑な推進に向けて、美唄市土地改良センターのさらなる充実が必要と考えますが、お伺いいたします。

次に、空知団地への企業誘致について、データセンター、食糧備蓄基地の構想実現に向け、市が、空知団地の美唄分、約40ヘクタールの一括購入を検討している旨の答弁がございました。

空知団地につきましては、これまで、いろいろなキャンペーンで売り出して来ましたが、なかなか不調で終わっております。そんな経緯から考えますと、相当格安で取得できるのではないかと思います。

ホワイトデータセンター構想につきましては、12月の市の広報メロディーに特集として掲載されており、美唄市民も明るい話題とし

て実現を期待しております。北海道においても、平成23年3月に策定した北海道バックアップ拠点構想の推進に向け、国に対して、本年8月、強靱な国づくりの取り組みとして総合特区制度を提案し、その中で環境配慮型データセンター特区を提案しております。

私としましても、ホワイトデータセンター構想を、北海道経済はもとより、美唄市の経済の振興のためにも、ぜひとも実現させていただきたいと考えております。

そこで、本年9月13日に、市と2社による包括連携協定を締結して以来、その後の進捗状況をお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、国営事業等についてであります。本年度、工事が取りやめとなった2工区につきましては、国は、工事の発注時期を早める予定であるほか、受益者の協力を得て、通年での工事を可能にするなど、請負業者が一般競争入札に参加しやすい条件のもとで発注する予定であると伺っております。

また、北海道建設業協会や空知建設業協会に対し、国営農地再編整備事業への協力を要請したほか、道内リース会社に対し、農地整備に必要な重機の導入について要請を行ったと伺っております。

次に、基盤整備を夏季に実施するための施策についてであります。国は、条件の良い時期に工事が実施できるようにするため、夏季施工への支援の方策について検討していることは承知しておりますが、その詳細については、今のところ明らかになっていない状況

でございます。

次に、美唄市土地改良センターについてありますが、今後、センターの事務量などは増加することが見込まれることから、市としては、北海土地改良区や各農協などと協議をし、センター体制の強化を図ってまいります。

次に、ホワイトデータセンターの進捗状況についてありますが、空知団地における課題となっていた大容量の通信回線及び電力設備など、データセンター事業に不可欠なインフラ整備につきましては、課題が解決される見通しであり、現在協定2社は、来年度事業計画に乗せるため、建物、電気設備、冷却施設等のコスト試算を行うなど、投資回収計画の検討を重ねているところであります。

市としては、このデータセンターの誘致は、産業振興、雇用の創出及び税収増など、地域経済活性化の起爆剤となることから、総務省が掲げるデータセンターの地域分散化、国土交通省の豪雪地帯特別措置法の改正に伴う雪冷熱エネルギー等の活用促進策、そして、道が強靱な国づくりの取り組みとして国に提案している環境配慮型データセンター誘致の動きと連動し、国や道に対し、インフラ整備や道路除排雪の収集等の支援を引き続き、力強く要請してまいりたいと考えております。

さらに、工場新設に関する助成制度についても、データセンター事業に対する道の支援制度に合わせて、また、他市の優遇制度も参考にしながら、拡充を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わ

ります。

●議長内馬場克康君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

正午 12時13分 散会

